

～鎌倉市の低入札価格調査制度～ 調査基準価格の算出方法の見直しについて

鎌倉市では、工事と工事に附属する委託業務（以下「工事等」といいます。）の入札について、低入札価格調査制度による運用を行っています。依然として続く経済不況の中、工事の品質を確保し、ダンピング受注における下請け業者へのしわ寄せや労働条件の悪化を防止するため、調査基準価格の算出方法について一部見直しを行います。

この見直しは平成22年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

変更前

◎適用範囲

予定価格の2/3から8.5/10

◎算出式

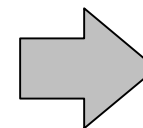
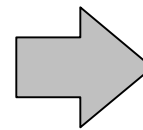
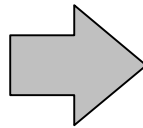
【工事】 直接工事費
+
共通仮設費
+
現場管理費×0.2

【工事に附属する委託】

予定価格×2/3

【特別な技術を要する専門工事等】

予定価格×2/3から8.5/10
までの範囲で市が定める。



変更後（平成22年4月1日から）

◎適用範囲

予定価格の7/10から9/10

◎算出式

【工事】 直接工事費×0.95
+
共通仮設費×0.9
+
現場管理費×0.7
+
一般管理費×0.3

【工事に附属する委託】

予定価格×7/10

【特別な技術を要する専門工事等】

予定価格×7/10から9/10
までの範囲で市が定める。

※本市の予定価格及び入札価格は消費税を含みません。

●低入札価格調査制度とは

工事等において、市が定める「調査基準価格」を下回る低入札があった場合は、適正な施工が可能かどうか疑義が生じるため、低入札を行った事業者の積算根拠などについて、市が調査及び審査を行い、契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合に、その事業者を契約の相手方とする制度です。

●調査基準価格とは

「契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のことです。本市では、平成21年8月から調査基準価格を事後公表としています。

鎌倉市の入札制度について、ご不明な点がございましたら契約検査課までご連絡ください。

電話 0467-23-3000（内線 2255、2253） FAX 0467-23-7901